

「ふれあい月間」について

生活指導

11月は「ふれあい月間」です。東京都教育委員会では、6月・11月・2月を「ふれあい月間」と定め、いじめや不登校、暴力などの問題行動の未然防止や早期発見・早期対応等につながる具体的な取組を推進し子どもたちの健全育成を目指した取組を行うこととしています。

また、ふれあい月間にあわせ6月、11月、2月に「学校生活についてのアンケート」を実施しています。さらに本校では「毎月のアンケート」を実施することで、子供たちの不安にできるだけ早く気づき、一人ひとりの児童が安心して過ごせる学校を目指しています。また、今年度より5月、10月に3～6年生の児童を対象にWEB QUを実施しています。WEB QUの実施により、学校生活の満足度や意欲、学級全体の状態を把握することで、学級の安定化につなげ、いじめや不登校の未然防止、早期発見に努めていきます。

毎週木曜日にはスクールカウンセラーによる相談も受け付けています。何か心配なことやお困りごとなど、カウンセラーへの相談をご希望される場合は、担任を通して申し込みください。

富士見台小学校では、他にも以下のような取組を行っています。

< 6月 >

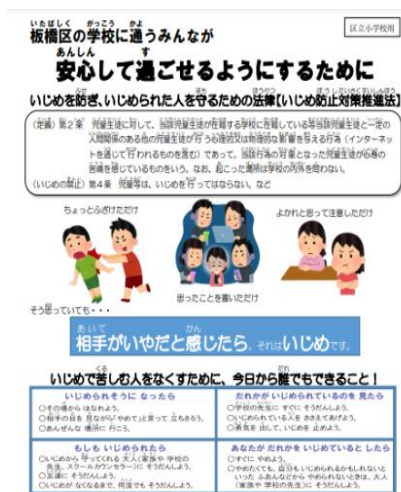
- 全校朝会等でのふれあい月間に関する校長の講話
- 全児童によるアンケート調査、及び必要な児童への面談
- あいさつ標語作り…代表作品をマルチに展示
- いじめ防止に関する授業…土曜授業プランにて全学級で実施

< 11月 >

- 全校朝会等でのふれあい月間に関する校長の講話
- 全児童によるアンケート調査、及び必要な児童への面談
- 思いやりの心を育てる標語作り…代表作品をマルチに展示

< 2月 >

- 全校朝会等での校長の講話
- 全児童によるアンケート調査、及び必要な児童への面談
- 感謝の心を育てる標語作り…代表作品をマルチに展示



ふれあい月間以外にも、平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法」に沿って作成された「富士見台小学校いじめ未然防止等基本方針」（学校のHPに掲載）に沿って、「週一回の生活指導夕会」・「児童理解協議会」・「いじめ防止等対策委員会の開催」・「いじめ対応の研修」等も実施しています。

こうした活動を通して、児童理解に努め、情報交換を密に行い、いじめの未然防止と早期発見に心がけています。さらに、いじめられていたり、悩んでいたりしていることを先生・保護者・スクールカウンセラー等に話すことのできない子どもたちが、電話やメールなど相談できる場があることを手紙やカードを配布して知らせています。

しかし、いじめは見えないところ、分からないところで行われることもあるため、なかなか発見できないものもあります。各ご家庭でも、お子様から話を聞いたり、様子を見たりして、お気づきの点がございましたら、早い段階でお知らせください。

保護者・地域の皆様と連携し、子供たちが、明るく・楽しく・笑顔で登校できるような学校にしていきたいと思います。今後ともご協力をお願いいたします。